

平成21年10月15日制定

「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る
運営に関する規則に関する細則」

(目的)

第1条 この細則は、役職員等の自己の計算で行う株式等の取引に係る業務運営に関する規則
(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(自己取引に該当しない場合)

第2条 規則第2条第3項に規定する自己取引に該当しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 従業員持株会等に参加して株式等を取得する場合
- (2) 確定拠出年金制度に参加して株式等を取得する場合
- (3) オプション、店頭オプション又は会社から報酬・賞与等として付与されるストック・
オプションを権利行使する場合

(社内規則に定める事項)

第3条 規則第3条第1項に規定する社内規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第3条第2項に規定する自己取引審査担当者が規則第2条第3項の自己取引を行う
場合の手続き
- (2) 規則第4条に規定する禁止行為に該当しないことの確認に関する手続き
- (3) 規則第6条に規定する申請書の様式(申請日、取扱証券会社名及び取引口座名、銘柄、
数量、売買の別を含むもの)、手続きの方法、承認の有効期間
- (4) 規則第7条に規定する審査事項
- (5) 規則第8条に規定する確認の手続き
- (6) 規則第9条に規定する報告の手続き
- (7) その他、業務及び社内体制等の状況に即した必要事項

(累積投資契約の申請及び承認)

第4条 規則第6条に規定する株式等の累積投資契約に基づく取得における申請及び承認は、
累積投資契約の申込時及び契約内容の変更時(投資額又は銘柄の変更、買付けの休止又は
再開等)に行うこととする。

(確認及び報告が不要な取引)

第5条 規則第8条第1項ただし書きに規定する細則に定める取引は、株式等の累積投資契約に
基づき取得する取引とする。

附 則

- 1 この細則は、平成21年10月15日から実施する。
ただし、第2条及び第3条の規定は、平成22年1月18日から適用する。
- 2 前記1のただし書にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に第2条及び第3条の規定
に基づく運営を行うことを妨げない。